

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十三まで（現行のとおり） （統括管理者等の選任）</p> <p>第四条の二十四（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>ア及びイ（現行のとおり）</p> <p>ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第五十一条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者</p> <p>エ及びオ（現行のとおり）</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>第四条の二十五から第十三条の五まで（現行のとおり） （特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百四十六条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十三まで（略） （統括管理者等の選任）</p> <p>第四条の二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一（略）</p> <p>ア及びイ（略）</p> <p>ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者</p> <p>エ及びオ（略）</p> <p>二及び三（略）</p> <p>第四条の二十五から第十三条の五まで（略） （特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。</p>

- 一 エアコンデショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。）~~第九十二条第一項~~に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するものうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。以下同じ。）
- 二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則~~第九十二条第八項~~に規定するものを除く。以下同じ。）
- 三 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他省エネ法施行規則~~第九十二条第三項~~に規定するものを除く。以下同じ。）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の七（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一（現行のとおり）

- 一 省エネ法~~第四百四十五条第一項~~の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によつて得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）
- 二 省エネ法~~第四百四十五条第一項~~の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの

- 一 エアコンデショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。）~~第四十八条第一項~~に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するものうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。以下同じ。）
- 二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則~~第四十八条第八項~~に規定するものを除く。以下同じ。）
- 三 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他省エネ法施行規則~~第四十八条第三項~~に規定するものを除く。以下同じ。）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の七（略）

2（略）

一（略）

- 一 省エネ法~~第七十八条第一項~~の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によつて得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）
- 二 省エネ法~~第七十八条第一項~~の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの

四 ~~省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度~~

五から九まで (現行のとおり)

第十四条から第十六条の三まで (現行のとおり)

(燃費性能)

第十六条の四 (現行のとおり)

一 ~~揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。)~~ 当該エネルギー消費効率の値

二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第五十二条まで (現行のとおり)

(特定有害物質)

~~第五十三条 条例第百十三条に規定する規則で定める有害物質は、別表第十二の上欄に掲げる物質とする。~~

四 ~~省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度~~

五から九まで (略)

第十四条から第十六条の三まで (略)

(燃費性能)

第十六条の四 (略)

一 ~~揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。)~~ 当該エネルギー消費効率の値

二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第五十二条まで (略)

(汚染処理計画書)

~~第五十三条 条例第百十四条第一項及び第百十五条第二項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。~~

一 ~~汚染の状況~~

二 ~~汚染処理の区域~~

三 ~~汚染処理の方法~~

(土壤汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等)

第五十四条 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項及び第百十六条第四項(第百十六条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 土壤汚染の除去等の措置を講ずべき期限
- 二 土壤汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- 三 土壤地下水汚染対策計画書を提出すべき期限

2 条例第百十四条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。

3 条例第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合(第百十七条第四項に規定する場合を含む。)及び条例第百十六条第四項第一号に規定する規則で定める場合(第百十六条の二第三項において準用する場合を含む。)は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該下欄に定める要件を満たすこと。

一 土壤の特	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検
--------	-----------------------

四 汚染処理の開始及び終了の時期

五 汚染処理の期間中の環境保全対策

六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

(汚染処理又は汚染拡散防止措置の完了届)

第五十四条 条例第百十四条第三項(第百十五条第三項の規定において準用する場合を含む。)に規定する汚染処理の完了の届出並びに第百十六条第三項及び第百十七条第四項に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第三十一号様式による汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届出書によらなければならない。

定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実に認められる土地

出された特定有害物質の濃度が別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該上欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。

ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

イ 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

ウ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

<p>二 土壤の特定有害物質の濃度が、含有量基準(汚染処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。)を超え、又は超えることが確実に認められる土地</p>	<p>当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p>
	<p>エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p>

二 当該土地において、土壤汚染対策指針に基づき土壤汚染の除去等

の措置が講じられていないこと。

(土壤地下水汚染対策計画書)

第五十四条の二 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する土壤地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げる事項を記載した別記第三十号様式による土壤地下水汚染対策計画書によらなければならない。

一 汚染の状況

一 土壤汚染の除去等の措置の区域（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の区域）

二 土壤汚染の除去等の措置の方法（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の方法）

及びその選択理由

四 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期

五 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策

六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

2 前項の土壤地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付し

なければならない。

一 土壤汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面

二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 措置終了後の状況を明らかにした図面

四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名（法人にあつては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類

五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理することができることを証する書類

（土壤汚染の除去等の措置の完了届）

第五十四条の三 条例第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六条第八項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する土壤汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第三十一号様式による土壤地下水汚染対策完了届出書によらなければならない。

2 前項の土壤地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 土壤汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壌の搬出に関する事項を記載した書類

二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面

図及び断面図

(汚染状況の調査)

第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項、第百十六条の二第一項並びに第百十七条第二項に規定する土壤等の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。

- 一 特定有害物質の使用、排出等の状況
- 二 特定有害物質による土壤等の汚染状況
- 三 地下水等の状況

2 前項の土壤汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- 一 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項並びに第百十六条の二第一項に規定する汚染状況調査にあつては、当該工場又は指定作業場の図面
- 二 条例第百十六条第一項第二号及び第九項並びに第百十七条第二項に規定する汚染状況調査にあつては、施設等の除却に伴う土壤の掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記した図面
- 三 調査に係る土地の周辺の地図
- 四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面

(汚染状況の調査)

第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第百十七条第二項に規定する土壤の汚染状況の調査は、次に掲げる事項（条例第百十五条第一項に規定する調査の場合は、第三号及び第四号を除く。）について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。

- 一 有害物質の使用及び排出の状況
- 二 有害物質による土壤等の汚染状況
- 三 地下水等の状況
- 四 今後の土地の利用計画

3 条例第百十五条第一項ただし書及び第百十六条第四項第二号(第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。
- 二 第五十四条第三項第一号の表一の項下欄に規定する取水口がなく、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと認められる土地であること。

(地下水汚染地域における土壌又は地下水の汚染に係る基準)

第五十五条の二 条例第百十五条第二項及び第百十六条第四項第二号(第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 土壌の特定有害物質の濃度が別表第十二の三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第一溶出量基準」という。)を超え、又は地下水の特定有害物質の濃度が別表第十二の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二地下水基準」という。)を超えること。
- 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等)

第五十六条 条例第百十六条第一項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(汚染土壌処理基準)

第五十六条 条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲

一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壤の掘削を行う日の三十日前のいずれか早い日

二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壤の掘削を行う日の三十日前

三 条例第百十六条第一項ただし書の確認が取り消された場合 取り消しの日から起算して百二十日を経過した日

2 条例第百十六条第一項第二号の規則で定める主要な施設等は、工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壤汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。

3 条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十二号の様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。

一 廃止した工場又は指定作業場の名称

二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷地面積

三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出等の状況

四 確認を受けようとする土地の場所

ける基準値とする。

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

六 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難である理由

七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先

4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類

二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図

三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面

四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧

5 知事は、第三項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次の各号のいずれにも該当することが確実であると認められる場合に限って、当該土地の全部又は一部について、条例第百十六条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。

ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用

されること。

イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であつて、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接触れることのない状況であること。

二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。

第五十六条の二 条例第百十六条第二項の規定による届出は、変更の事実を証する書類等を付して、別記第三十二号の三様式による調査猶予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条第三項第四号から第六号までの事項の変更にあつては当該事項の変更の前に、条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者の地位の承継又は前条第三項第七号の事項の変更にあつては当該変更のあつたときから遅滞なく届け出なければならない。

第五十六條の三 条例第百十六條第十項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

- 一 譲渡又は返還のあつた土地の場所
- 二 譲渡又は返還のあつた土地に係る工場又は指定作業場の名称
- 三 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称
- 四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日
- 五 工場又は指定作業場で取り扱つていた特定有害物質の種類
- 六 譲渡又は返還のあつた土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第百十八條の二第一項に規定する台帳が調製されているときは、その旨
- 七 譲渡又は返還のあつた土地に係る条例第百十六條第四項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示がなされているときは、その指示の内容

（汚染地の改変）

第五十六條の四 条例第百十六條の三第一項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当する行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。）とする。

- 一 土壤汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- 二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が

十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上であること（土壤等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。）。

三 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上であること（土壤等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。）。

四 汚染土壤を敷地外へ搬出すること（試験研究の用に供するために
行つた場合を除く。）。

（汚染拡散防止計画書）

第五十六条の五 条例第百十六条の三第一項並びに第百十七条第三項及び第七項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、次に掲げる事項（条例第百二十一条第一項第二号の土壤の搬出のみを行う場合は、第二号、第三号及び第五号を除く。）を記載した別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十六条第一項に基づく届出をしたときは、当該届出をもつて汚染拡散防止計画書の提出に代えることができる。

一 汚染の状況

二 汚染の拡散防止の区域

三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法

四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

（汚染拡散防止計画書）

第五十七条 条例第百十六条第二項及び第百十七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 汚染の状況

二 汚染の拡散防止の区域

三 汚染の拡散防止の方法

四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策

六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

2 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等（条例第二百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号及び第三号を除く。）を添付しなければならない。

一 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面

二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 改変終了後の状況を明らかにした図面

四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名（法人にあつては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類

五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理できることを証する書類

3 前二項の規定は、条例第二百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合にあつては、第五十六条の五第一項第四号中「汚染の拡散防止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壌の搬出の開始及び終了の時期」と、同項第六号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と、前項第一号中「改変する土地」とあるのは「搬出する汚染土壌」と、同項第四号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行う者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行う土地の所在地」と、同項第五号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と読み替えて適用する。

五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策

六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 条例第百十六条第三項及び第百十七条第三項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書提出書によらなければならない。

(汚染拡散防止措置の完了届)

第五十六条の六 条例第百十六条の三第三項及び第百十七条第六項(同条第八項において適用する場合を含む。)に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第三十三号の様式による汚染拡散防止措置完了届出書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法第十二条各項又は第十六条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壤の搬出を行ったと認められるときは、当該事実を証する書類の提出をもって汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる。

2 前項の汚染拡散防止措置完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- 一 変更の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類
- 二 変更の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(土地の変更時の調査等)

第五十七条 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第四条第一項の適用を受ける土地にあつては、九百平方メートルとする。

2 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

ア 通常の管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの

- (1) 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物

(土地の変更時の調査等)

第五十八条 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。

2 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

で地下に設けるものの新設、改修又は増設

(2) 用水又は排水施設の設置

(3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削

(4) 既存道路の補修（新設又は拡幅を伴うものを除く。）

(5) その他土壌汚染の拡散のおそれがなく、かつ、(1)から(4)までに類する行為

イ 変更の対象となる土地の面積の合計が三百平方メートル未満の行為（当該箇所において汚染土壌処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染が生じている場合を除く。）

ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 土壌汚染対策法第四条第一項に基づく届出の対象となる行為

3 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。

一 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴

二 特定有害物質の使用、排出等の状況

（台帳の調製等）

第五十八条 条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。

一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地

一 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

3 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。

一 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴

二 有害物質の使用、排出等の状況

一 条例第百十五条から第百十七条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地

2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 前項第一号の土地にあつては指示、前項第二号の土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となつた条例の条項

二 前項第二号の土地にあつては、汚染状況調査の結果の報告年月日

三 土地の所在地

四 調製年月日又は訂正年月日

五 第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称

六 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積

七 汚染状況調査の方法に関する特記事項

八 特定有害物質による土壌等の汚染状況

九 汚染状況調査の受託者

十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に該当する場合は、そ

の旨

十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容

十二 当該土地に条例第百二十二条第一項第二号の土壤がある場合は、その旨

十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨

十四 当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨

十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壤の処理等の方法

3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等

二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面

三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面

四 対象地周辺の地図

4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があつたときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。

第五十九条から第七十九条まで (現行のとおり)

(処分についての意見の申出)

第五十九条から第七十九条まで (略)

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第二項、同条第三項、第五条の十三第二項、
 第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の
 五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、
 第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十
 一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、
~~同条第二項、同条第四項、第百十五条第二項、同条第三項、同条第五
 項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合
 を含む）、第百十六条第五項（第百十六条の二第二項において準用す
 る場合を含む）、第百十六条第七項（第百十六条の二第二項において
 準用する場合を含む）、第百二十五条第二項、第百三十九条又は第百
 五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処
 分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、
 当該処分のあつたことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当
 該意見を申し出ることができる。~~

2 (現行のとおり)

第八十一条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第十二 汚染土壌処理基準 (第五十二条及び五十四条関係)

特定有害物質の 種類	基準値	
	溶出量(単位 検液 一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)
一 カドミウム及	カドミウムとして	カドミウムとして

第八十条 条例第五条の八第二項、同条第三項、第五条の十三第二項、
 第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の
 五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、
 第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十
 一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、
 第百十五条第二項、~~第百十六条第二項、第百二十五条第二項、第百三
 十九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受
 けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の
 規定によるほか、当該処分のあつたことを知った日からおおむね七日
 以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。~~

2 (略)

第八十一条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第十一まで (略)

別表第十二 汚染土壌処理基準 (第五十六条関係)

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液 一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)
一 カドミウム及	カドミウムとして	カドミウムとして

びその化合物	○・○一	一五〇
一 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 ^の 磷化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として ○・○一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして ○・○五	六価クロムとして 二五〇
六 砒 ^ひ 素及びその化合物	一砒素として ○・○	○砒素として 一五
七 キの水銀及びアル 銀水銀その他 化合物	水銀として ○・ 〇〇五かつ、 検液中にアルキル 水銀が検出されな いこと。	水銀として 一五
八 フエニル塩化ビ ポリ	検液中に検出され ないこと。	
九 トリクロロエ チレン	○・○三	
十 エチレンクロロ エチレン	○・○一	

びその化合物	○・○一	一五〇
一 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 ^の 磷化合物	検液中に検出され ないこと。	
四 鉛及びその化 合物	鉛として ○・○一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化 合物	六価クロムとして ○・○五	六価クロムとして 二五〇
六 砒 ^ひ 素及びその 化合物	一砒素として ○・○	○砒素として 一五
七 キの水銀及びアル 銀水銀その他 化合物	水銀として ○・○ 〇〇五	水銀として 一五
八 アルキル水銀 化合物	検液中にアルキル 水銀が検出されな いこと。	
九 フエニル塩化ビ ポリ	検液中に検出され ないこと。	
十 トリクロロエ チレン	○・○三	
十一 テトラクロ ロエチレン	○・○一	

十一 ジクロロメタン	0.011	
十二 四塩化炭素	0.0011	
十三 一・二―ジクロロエタン	0.004	
十四 一・一―ジクロロエチレン	0.1	
十五 一・二―ジクロロエチレン	0.04	
十六 一・一・一トリクロロエタン	1	
十七 一・一・二トリクロロエタン	0.006	
十八 一・三―ジクロロプロペン	0.0011	
十九 チクラム	0.006	
二十 シマジン	0.0031	
二十一 チオズンカルブ	0.011	
二十二 めんぜん	0.01	

十二 ジクロロメタン	0.011	
十三 四塩化炭素	0.0011	
十四 一・二―ジクロロエタン	0.004	
十五 一・一―ジクロロエチレン	0.1	
十六 一・二―ジクロロエチレン	0.04	
十七 一・一・一トリクロロエタン	1	
十八 一・一・二トリクロロエタン	0.006	
十九 一・三―ジクロロプロペン	0.0011	
二十 チクラム	0.006	
二十一 シマジン	0.0031	
二十二 チオズンカルブ	0.011	
二十三 めんぜん	0.01	

二十三 びその化合物 セレン及	〇・〇一として	五〇 セレンとして 一
二十四 ほう素及 びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、 〇〇〇
二十五 ふつ素及 びその化合物	〇・八 ふつ素として	〇〇〇 ふつ素として 四、
二十六 ルモノマー(別 名)クロロエチレ ン塩化ビニ	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壤に含まれる特定有害物質の量をいう。
- 二から四まで (現行のとおり)

別表第十二の二 地下水基準 (第五十四条関係)

特定有害物質の種類	基準値 (単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
三 有機燐化合物	検液中に検出されないこと。
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一

二十四 びその化合物 セレン及	〇・〇一として	五〇 セレンとして 一
二十五 ほう素及 びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、 〇〇〇
二十六 ふつ素及 びその化合物	〇・八 ふつ素として	〇〇〇 ふつ素として 四、
二十七 ルモノマー 塩化ビニ	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壤に水を加えた場合に溶出する有害物質の量をいい、含有量とは土壤に含まれる有害物質の量をいう。
- 二から四まで (略)

五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五
六 砒素及びその化合物	砒素として 〇・〇一
七 水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検 出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
九 トリクロロエチレン	〇・〇三
十 テトラクロロエチレン	〇・〇一
十一 ジクロロメタン	〇・〇一
十二 四塩化炭素	〇・〇〇一
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇四
十四 一・一―ジクロロエチ レン	〇・一
十五 一・二―ジクロロエチ レン	〇・〇四
十六 一・一・一―トリクロ ロエタン	一
十七 一・一・二―トリクロ ロエタン	〇・〇〇六
十八 一・三―ジクロロプロ ペン	〇・〇〇一

十九 チウラム	〇・〇〇六
二十 シマジシ	〇・〇〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・〇一
二十二 ベンゼン	〇・〇一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 一
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八
二十六 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	〇・〇〇二

備考

- 一 基準値は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第十二の三 第二溶出量基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値(単位:検液1リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機燐化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・三
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 一・五
六 砒素及びその化合物	砒素として 〇・三
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・三
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇一
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一―ジクロロエチレン	一

十五	一・二―シクロロエチレン	〇・四
十六	一・一・一トリクロロエタン	三
十七	一・一・二トリクロロエタン	〇・〇六
十八	一・三―シクロロプロペン	〇・〇一
十九	チウラム	〇・〇六
二十	シマジン	〇・〇三
二十一	チオベンカルブ	〇・二
二十二	ベンゼン	〇・一
二十三	セレン及びその化合物	セレンとして 〇・三
二十四	ぼう素及びその化合物	ぼう素として 三十
二十五	ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十四
二十六	塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	〇・〇一

備考

一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定

値によるものとする。

一 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

三 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第十二の四 第二地下水基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位：検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機燐化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・五
六 砒素及びその化合物	砒素として 〇・一
七 水銀及びその化合物	水銀として 〇・〇〇五 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一

十 トリクロロエチレン	0.1
十一 シクロヘキサン	0.11
十二 四塩化炭素	0.011
十三 1,1-ジクロロエタン	0.04
十四 1,1-ジクロロエチレン	1
十五 1,1-ジクロロエチレン	0.4
十六 1,1,1-トリクロロエタン	11
十七 1,1,1-トリクロロエタン	0.04
十八 1,1,1-トリクロロプロパン	0.011
十九 酢酸メチル	0.04
二十 シアジン	0.011
二十一 酢酸メチル	0.11
二十二 ズン酸	0.1
二十三 セレン及びその化合物	セレン 0.1

二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 八
二十六 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	〇・〇二

備考

一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

三 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPNをいう。

別表第十三から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第二十七号様式まで (現行のとおり)

別表第十三から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から別記第二十七号様式まで (略)

第31号様式（第44条の3関係）

土壌地下水汚染対策完了届出書

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第114条第5項
第115条第6項
第116条第8項

市民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第116条第9項
第116条の2第2項で適用する第116条第2項の規定により、土壌汚染の除去等の措置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

工場又は指定作業場の名称	
工場又は指定作業場の所在地 (都道府県)	
措置の開始及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
実施した措置の内容	
措置実施後に健康被害及び 環境汚染の発生が認められ ないことを示すに十分な 確認したときは、その方法	
措置完了後における 当該土地の汚染の状況	
添付書類	
所属 氏名 電話番号	
連絡先 (フAX)番号	
署名 (電子署名の付与)	

備考 1. 空欄には「空欄」と記入しなさいこと。
2. この様式を電子入力しなさいときは、原簿、捺印を利用すること。

(日本工業規格A4用4番)

別紙

汚染の状況、汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する
場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

汚染土壌の 搬出の有無 並びに搬出する 場合における 搬出の方法 及び搬出先での 処理の方法	搬出の有無 搬出の開始 及び処理完了の時期	搬出の有無 搬出の開始 及び搬出先での 処理の方法 及び搬出先での 処理の方法	搬出先での 処理の方法
搬出の有無 並びに搬出する 場合における 搬出の方法 及び搬出先での 処理の方法	搬出の有無 搬出の開始 及び搬出先での 処理の方法	搬出の有無 搬出の開始 及び搬出先での 処理の方法	搬出先での 処理の方法

備考 この様式を電子入力しなさいときは、原簿、捺印を利用すること。

(日本工業規格A4用4番)

第31号様式（第44条関係）

汚染処理
汚染拡散防止措置
完了届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第114条第5項
第115条第6項
第116条第8項
第117条第4項

市民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第117条第5項
第117条第6項で適用する第114条第9項
の規定により、汚染拡散防止措置が完了しましたので下記のとおり届け出ます。

備考

工場若しくは指定作業場の 名称又は土壌の汚染に係る 事業の名称	
工場若しくは指定作業場の 所在地又は土壌の汚染の場 所	
汚染処理又は汚染 拡散防止措置の開始 及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
実施した汚染処理 又は汚染拡散防止 措置の内容	別紙のとおり
添付書類	

備考 空印の欄には記入しなさいこと。

(日本工業規格A4用4番)

別紙

特定有害物質の使用、排出等の状況

産種及び主要製品	
特定有害物質の 種類、使用目的、 使用形態等	
特定有害物質の 使用状況	
使用期間	～
特定有害物質の 排出状況	
特定有害物質等 の使用場所等 及び搬入搬出 経路の若しは搬入及び 搬出に係る措置	△別紙()のとおり
地下施設の有無 及び搬入搬出 経路の若しは搬入及び 搬出に係る措置	
土壌汚染対策法又は 本県に基づく 調査及び措置の履歴	
既往調査及び 措置に関する情報	
その他特記事項	

備考 1. 別紙及び別紙以外の場合は、それぞれに番号を付けること。
 2. △印の欄は、報告書に添付する別紙に一律番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 3. この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を使用すること。

〔日本工業規格A4用1番〕

第32号様式(第55条関係)

土壌汚染状況調査報告書

東京都知事 殿
 住所 氏名
 (他人に代つては姓名、代表者の氏名及び主たる事業部の所在地)
 〒115東京都1区
 〒116東京都1区
 〒116東京都9区
 〒116東京都2区
 〒117東京都2区
 の順次により、汚染状況
 調査を実施しますので、次のとおり報告します。

工場若しくは指し作業場の名称 又は土地の所有者に係る事業の名称 又は工場若しくは指し作業場の所在地 又は土地の改良の箇所 (住所表示) (備考)	年月日
第116条第1項に基づく 調査の場合には調査の日 又は建築物の工事の開始の日	年月日
特定有害物質の使用、搬出等の状況	別紙のとおり
調査の方法及び調査の結果 及び調査の結果 氏名又は姓名、住所 及び調査の結果 氏名又は姓名、住所	△別紙()のとおり △別紙()のとおり △別紙()のとおり △別紙()のとおり
特定有害物質による 土壌等の汚染状況	△別紙()のとおり
地下水等の状況	△別紙()のとおり
今後の土壌の利用計画	△別紙()のとおり
送付先	
所 属 氏 名 〒 番 号 〒 番 号 (法人のアドレス)	

備考 1. 別紙の欄は記入しないこと。
 2. △印の欄は、報告書に添付する別紙に一律番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 3. この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を使用すること。

〔日本工業規格A4用1番〕

第32号様式(第55条関係)

土壌汚染状況調査報告書

東京都知事 殿
 住所 氏名
 (他人に代つては姓名、代表者の氏名及び主たる事業部の所在地)
 〒115東京都1区
 〒116東京都1区
 〒116東京都9区
 〒117東京都2区
 の順次により、土壌汚染状況
 調査を実施しますので、次のとおり報告します。

工場若しくは指し作業場の名称 又は土地の所有者に係る事業の名称	年月日
第116条第1項 に基づく調査の場合には調査の日 又は建築物の工事の開始の日	年月日
特定有害物質の使用状況	△別紙()のとおり
有害物質の排出状況	△別紙()のとおり
汚染状況の調査	調査方法 △別紙()のとおり 調査結果 △別紙()のとおり
汚染状況の調査	調査方法 △別紙()のとおり 調査結果 △別紙()のとおり
地下水等の状況及び 今後の土壌の利用計画 〔第116条第1項に基 づく調査結果等〕	△別紙()のとおり
送付先	
所 属 氏 名 〒 番 号 〒 番 号 (法人のアドレス)	

備考 1. 別紙及び別紙以外の場合は、それぞれに番号を付けること。
 2. △印の欄は、報告書に添付する別紙に一律番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 3. この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を使用すること。

〔日本工業規格A4用1番〕

第22号の3様式（第56条の2関係）

調査猶予確認事項変更届出書

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名

（本人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業場の所在地）
 部長の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条第2項の規定により、
 調査猶予確認事項変更届出書を次のとおり提出します。

条例第116条第1項ただし書の確認に係る土地の所在地	全部 一部
各届出事項の変更の有無	変更後の内容及び変更（字打）年月日
確認を受けている者の氏名又は名称	有・無
確認を受けている土地の場所	有・無
確認を受けている土地について特定されている利用の方法	変更後の範囲（△別紙（ ））のとおり △別紙（ ）のとおり
確認を受けている土地において調査の対象となる理由	有・無
土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先	氏名又は名称 住所 連絡先
空文付欄	

所 属
氏 名
電話番号
〒（ ）
（電子メールアドレス）
連絡先
〒（ ）
（電子メールアドレス）

備考 1. 発出の欄には記入しないこと。
 2. △印の欄には、届出書に添付する表紙面に「調査号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。」
 3. △の欄式は、変更の事実を発生する事項等に添付すること。

（日本工業規格A4用紙）

第22号の2様式（第56条関係）

調査猶予確認申請書

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名

（本人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業場の所在地）
 部長の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条第1項ただし書の規定により、
 調査猶予確認申請書を次のとおり提出します。

廃止した工場又は指定作業場の名称	（住所及び 土地） 敷地面積 ㎡
廃止した工場又は指定作業場の所在地及び作業場の種類	△別紙（ ）のとおり
廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出等の状況	△別紙（ ）のとおり
土地を受けようとする種別の場所	確認の範囲（△別紙（ ））のとおり △別紙（ ）のとおり
確認を受けようとする土地について特定されている利用の方法	
確認を受けようとする土地において調査の対象となる理由	
土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先	氏名又は名称 住所 連絡先
空文付欄	

所 属
氏 名
電話番号
〒（ ）
（電子メールアドレス）
連絡先
〒（ ）
（電子メールアドレス）

備考 1. 発出の欄には記入しないこと。
 2. △印の欄には、申請書に添付する表紙面に「調査号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。」
 3. △の欄式は、変更の事実を発生する事項等に添付すること。

（日本工業規格A4用紙）

第33号様式(第57条関係)

土地利用の履歴等調査届出書

東京都知事 殿

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

印

市民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改良に係る事業の名称 (住所表示) (棟名)		
土地の改良の場所		
別称	敷地面積	市 用 途 地 域
うち改良面積	一 画	
現在の土地利用 状況及び土地の 改良の区域	△別紙()のとおり	
土地利用の 開始の時期	△別紙()のとおり	
土地の改良の 種 別		
土地の所有者 (土地の所有者が住所 届出者と異なる場合)	氏名又は名称 住所	
調査結果	別紙のとおり	
送付先		
所 属		
氏 名		
職務番号 (フリガナ・フリック番号 「電子メールアドレス」)		

備考 1 送付の期には記入しないこと。
2 △別紙の欄には、届出書に添付する各別紙に二番番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、別紙、表等を利用すること。

(日本工業規格A型1番)

第33号の2様式(第56条の4関係)

汚染拡散防止措置完了届出書

東京都知事 殿

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

印

市民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第3項の規定により、汚染拡散防止の措置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改良に係る事業の名称 (第117条第6項の場合)		
土地の改良又は 汚染地の改良の場所 (住所表示) (棟名)		
汚染の拡散防止の開始 及び終了の時期	年 月 日から	年 月 日まで
実施した汚染の拡散防止の 措置の概要		
送付後に健康被害及び 汚染の拡散防止の発生を 防止し、又はその発生を 軽減したときは、その方法		
改良完了後における 当該土地の汚染の状況		
送付先		
所 属		
氏 名		
職務番号 (フリガナ・フリック番号 「電子メールアドレス」)		

備考 1 送付の期には記入しないこと。
2 この様式各欄に記入しきれないときは、別紙、表等を利用すること。

(日本工業規格A型4番)

第34号様式(第58条関係)

土地利用の履歴等調査届出書

東京都知事 殿

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

印

市民の健康と安全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の履歴等の調査を実施しましたので、次のとおり届け出ます。

土地の改良に係る事業の名称		
土地の改良の場所		
種 別	敷地面積	市 用 途 地 域
現在の土地利用 状況及び土地の 改良の区域	△別紙()のとおり	
土地利用の 開始の時期	△別紙()のとおり	
土地の改良の 種 別		
土地の改良の有無 (土地の所有者が 申請者と異なる場合)	住 居	住 居
調査結果	△別紙()のとおり	
送付先		
所 属		
氏 名		
職務番号 (フリガナ・フリック番号 「電子メールアドレス」)		

備考 送付の期には記入しないこと。

(日本工業規格A型1番)

別記第三十五号様式から別記第三十九号様式まで (現行のとおり)

調査結果	
特定有価物質の取得事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴	
工場・事業場等の名称	業種及び主要製品
特定有価物質の種類、使用目的、使用形態等	
特定有価物質の使用状況	使用期間
特定有価物質の排出状況	
特定有価物質の使用場所等	△別紙()の上より
地下施設の有無	
地帯の高さの差及び地質に係る情報	
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	
既調査及び措置に関する情報	
その他特記事項(必要に応じ図面等を添付すること。)	
備考 1. 別紙2と表以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。 2. この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。	

(日本工業規格JIS A 14 第1番)

別記第三十五号様式から別記第三十九号様式まで (略)

調査結果	
有価物質の取得事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴	
工場・事業場の名称	業種及び主要製品
有価物質の種類、目的及び使用形態等	
有価物質の使用状況	使用期間
有価物質の排出場所等	△別紙、建物図面の上より
その他特記事項(必要に応じ図面等を添付すること。)	
備考 1. 別紙2と表以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。 2. この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。	

(日本工業規格JIS A 14 第1番)